Daiwa Institute of Research

大グル Ain Soutin Day

~制度調査部情報~

2007年11月16日 全3頁

会社法に基づく臨時決算の事例0711

制度調査部 堀内 勇世

【要約】

昨年5月から施行された会社法によって、いわゆる臨時決算の制度が新たに定められた。 実際に、この制度を利用した上場会社が存在する。

会社法に基づく臨時決算を行った事例を、見つけた範囲で、簡単に紹介する。

1.会社法に基づく臨時決算とは

いわゆる「**会社法に基づく臨時決算**」とは、株式会社が、期中に、会社法の定める手続きに基づいて行う臨時の決算のことである。

なお、会社法では、「臨時決算」という用語を用いていない。単に、株式会社が、各事業年度にかかる計算書類以外に、臨時決算日を定め、臨時計算書類を作成できる旨を規定して(会社法 441条1項)、会社法に基づく臨時決算が可能であることを示している。

この臨時決算の制度は、昨年5月から施行された会社法によって新たに制度化されたものである。

ここでいう**臨時計算書類**とは、臨時決算日における貸借対照表および臨時決算日までの期間に 係る損益計算書のことである。

この臨時計算書類は、備置き及び閲覧等の対象にはなっているが(会社法 442 条)、公告の対象とはなっていない(会社法 440 条)。

また、この臨時計算書類は、会計監査人を置く監査役会設置会社の場合には、監査役・会計監査人(委員会設置会社の場合には、監査委員会・会計監査人)の監査が必要とされている(注1)。

- (注1) 臨時計算書類の監査について、詳しくは、会社法 441条 2 項等参照
- (注2)東証が定める企業行動規範では、上場会社に対して、会計監査人を置く監査役会 設置会社、もしくは委員会設置会社(会社法327条により、会計監査人を設置しな

ければならない。)であることを求めている。東証が定める企業行動規範について は、以下のレポート参照。

・「東証の企業行動規範 ~ 東証上場制度総合整備プログラム~」(横山淳、 2007.11.9 作成)

2 . 会社法に基づく臨時決算の意義

(1)前提

会社法では、株式会社は決算期(各事業年度の終わり)に、その期(事業年度)に係る決算を行わなければならないとされている(会社法 435 条)。その一方で、期中において決算を行わなければならないとは特に定められていない。つまり、会社法では、中間決算などを行わなければならないとされていない(注3)。

(注3)1年決算の上場会社では、中間決算が行われている。これは会社法の要請という わけではないことになる。1年決算の上場会社では、現在、金融商品取引法により 半期報告書を作らなければならないので、そのために中間決算を行っているという ことができよう。

したがって、1年決算の株式会社の場合、通常、会社法の定める手続きに基づいて行われる決算は、年1回となる。

そして、**決算を経ない利益**は、**分配可能額に算入**することが**できない**つくりとなっている(会社法 461 条等) (注4)。

(注4)分配可能額については、次のレポート参照。

・「会社法下の分配可能額」(横山淳、2006.6.23 作成)

(2)利用される可能性がある場合の例

この会社法に基づく臨時決算は、例えば、**決算期に分配可能額がゼロ**で配当ができなかった**会社が**、決算期後の半期に相当の利益を上げたので、その**半期の利益から中間配当をしようとした場合**などに**利用される可能性**がある(注5)(注6)。

(注5)中間配当については、会社法454条5項参照。

(注6)四半期配当に関連して、臨時決算を利用する場合があることについては、以下の レポート参照。

・「会社法と四半期配当を巡るQ&A」(横山淳、2006.4.21 作成)

以下、話を単純化して説明する。



決算期に分配可能額がゼロで配当ができなかった1年決算の株式会社において、通常の決算期の決算しか行わないとなると、決算期後の半期にどんなに利益を上げていても、その利益は分配可能額に算入することができない。そのため、この場合には、中間配当ができないことになる。

そこで、会社法に基づく臨時決算を行い、決算期後の半期に上げた利益を分配可能額に算入して、中間配当を行うということが考えられる。

3 . 事例

(1)富士通の事例

富士通(6702)は、今年10月22日に公表したプレスリリース(適時開示書類)、「平成20年3月期中間期業績予想の修正に関するお知らせ」の中で、中間期に、会社法に基づく臨時決算を行うことを明らかにしている(注7)。

(注7) 富士通(6702) が今年7月26日に公表したプレスリリース(適時開示書類)、 「平成20年3月期 連結及び単独業績予想(中間及び通期)の見直し等に関する お知らせ」も参照。

この事例は、話を単純化していえば、利益からの中間配当を可能とするために、会社法に基づく臨時決算を行う事例といえよう。

(2)フォーサイド・ドット・コムの事例

フォーサイド・ドット・コム (2330) は、今年 10月 22日に公表したプレスリリース (適時開示書類)、「剰余金の配当に関するお知らせ」の中で、「6月 30日を決算日とした臨時決算」を行ったことを明らかにしている。

(3) りそなホールディングスの事例

リそなホールディングスの事例(8308)は、昨年(平成18年)11月22日に公表したプレスリリース(適時開示書類)、「平成19年3月期 中間決算短信(連結)」の中で、「平成18年9月30日(中間決算日)を臨時決算日とする臨時計算書類を作成」していることを明らかにしている。

